

長野県報

3月31日(金)
令和5年
(2023年)
号外

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)..... 1

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)..... 6

告示

労働委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程(労働委員会事務局)..... 6

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

(1) 不動産取得税

次の減額措置の適用期限を令和7年3月31日(改正前:令和5年3月31日)まで延長することとしました。

ア サービス付き高齢者向け賃貸住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

イ 宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、2年以内に一定の改修工事を行い個人が居住した場合における当該業者に対する税額の減額措置

(2) 自動車税

環境負荷の小さい自動車を対象とした種別割に係る税率軽減の特例措置について、適用期限を次のとおり延長しました。

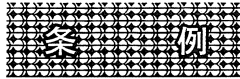
ア 税率を概ね100分の75軽減する措置 令和8年3月31日(改正前:令和5年3月31日)

イ 税率を概ね100分の50軽減する措置 令和7年3月31日(改正前:令和5年3月31日)

(3) 地域経済牽引事業に係る課税免除の適用期限の延長

地域経済牽引事業のための施設を設置した者に対する不動産取得税等に係る課税免除の特例措置の適用期限を令和7年3月31日(改正前:令和5年3月31日)まで延長することとしました。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第17号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第39条の3第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「第10項」を「第14項」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第56条第4号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第147条第1号のイ」を「第151条第1号のイ」に改め、同条第5号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第145条第1項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第149条第1項」に改める。

第144条の2中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第5条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第7条第4項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第10条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第13条の3第1項中「附則第6条の17第1項」を「附則第6条の18第1項」に改め、同条第2項中「附則第6条の17第2項」を「附則第6条の18第2項」に改める。

附則第14条第2項中「附則第16条第1項、第4項若しくは第7項」を「附則第16条第2項若しくは第5項」に改める。

附則第16条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「附則第9条の2第1項に規定するものの」を「附則第8条第1項に規定するものの」に、「を令和5年3月31日」を「を令和7年3月31日」に改め、同項の表の第40条の9第1項の項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「附則第9条の2第1項」を「附則第8条第1項」に、「附則第9条の2第2項」を「附則第8条第2項」に改め、同条第3項を同条第1項とし、同条第4項中「附則第9条の3第1項」を「附則第9条第1項」に、「第7項」を「第5項」に、「附則第9条の3第2項」を「附則第9条第2項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とし、同条第6項中「、第4項」を「、第2項」に改め、同項の表の第40条の10第1項の項中「附則第16条第4項」を「附則第16条第2項」に改め、同表の第40条の10第3項の項中「附則第16条第4項」を「附則第16条第2項」に改め、同表の第40条の11の項及び第40条の12第1項の項中「附則第16条第4項」を「附則第16条第2項」に改め、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第9条の4」を「附則第9条の2」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項の表の第40条の10第1項の項中「附則第16条第4項」を「附則第16条第2項」に、「同条第7項」を「同条第5項」に、「附則第16条第7項」を「附則第16条第5項」に改め、同表の第40条の10第3項の項中「附則第16条第4項」を「附則第16条第2項」に、「附則第16条第7項」を「附則第16条第5項」に改め、同表の第40条の11の項及び第40条の12第1項の項中「附則第16条第7項」を「附則第16条第5項」に改め、同条第8項を同条第6項とする。

附則第16条の2第2項中「前条第7項」を「前条第5項」に改める。

附則第17条の5の5第2項を削る。

附則第17条の6第1項中「いう。以下この条及び次条において」を「いう。以下」に、「以下この条及び次条第3項」を「第3項第2号及び次条第3項」に、「除く。以下この条及び」を「除く。」に改め、同項第1号中「ガソリン自動車（以下この条）を「ガソリン自動車（第3項第4号及び第4項第1号）」に、「石油ガス自動車（以下この条）を「石油ガス自動車（第3項第5号及び第4項第2号）」に、「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「以下この条）を「第3項第6号及び第4項第3号）」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第65条第1項第1号のアの(ア)のaに規定する排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量（同法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に、「附則第5条の2第7項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第4号中「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「第65条第1項第1号のアの(ア)のaに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同条第1項第1号のアの(ア)のbに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第65条第1項第1号のアの(イ)」を「同条第1項第1号のアの(イ)」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「同号のアの(ウ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第4項」に改め、同項第5号中「平成30年石油ガス軽中量車基準」を「第65条第1項第2号のアの(ア)のaに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成17年石油ガス軽中量車基準」を「同条第1項第2号のアの(ア)のbに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第5項」に改め、同項第6号中「平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準」を「第65条第1項第3号のアの(ア)に規定する平成30年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第3号のアの(ア)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）」に、「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同項に次の表を加える。

| 左欄 | 中欄 | 右欄 |
|----------|----------|---------|
| 第1項第1号のア | 7,500円 | 2,000円 |
| | 8,500円 | 2,500円 |
| | 9,500円 | 2,500円 |
| | 13,800円 | 3,500円 |
| | 15,700円 | 4,000円 |
| | 17,900円 | 4,500円 |
| | 20,500円 | 5,500円 |
| | 23,600円 | 6,000円 |
| | 27,200円 | 7,000円 |
| | 40,700円 | 10,500円 |
| 第1項第1号のイ | 25,000円 | 6,500円 |
| | 30,500円 | 8,000円 |
| | 36,000円 | 9,000円 |
| | 43,500円 | 11,000円 |
| | 50,000円 | 12,500円 |
| | 57,000円 | 14,500円 |
| | 65,500円 | 16,500円 |
| | 75,500円 | 19,000円 |
| | 87,000円 | 22,000円 |
| | 110,000円 | 27,500円 |
| 第1項第2号のア | 6,500円 | 2,000円 |
| | 9,000円 | 2,500円 |
| | 12,000円 | 3,000円 |
| | 15,000円 | 4,000円 |
| | 18,500円 | 5,000円 |
| | 22,000円 | 5,500円 |
| | 25,500円 | 6,500円 |
| | 29,500円 | 7,500円 |
| | 4,700円 | 1,200円 |
| | 第1項第2号のイ | 8,000円 |
| 11,500円 | | 3,000円 |
| 16,000円 | | 4,000円 |
| 20,500円 | | 5,500円 |
| 25,500円 | | 6,500円 |
| 30,000円 | | 7,500円 |
| 35,000円 | | 9,000円 |
| 40,500円 | | 10,500円 |

| | | |
|--------------|---------|---------|
| | 6,300円 | 1,600円 |
| 第1項第2号のウの(ア) | 7,500円 | 2,000円 |
| | 15,100円 | 4,000円 |
| 第1項第2号のウの(イ) | 10,200円 | 3,000円 |
| | 20,600円 | 5,500円 |
| 第1項第3号のアの(ア) | 12,000円 | 3,000円 |
| | 14,500円 | 4,000円 |
| | 17,500円 | 4,500円 |
| | 20,000円 | 5,000円 |
| | 22,500円 | 6,000円 |
| | 25,500円 | 6,500円 |
| | 29,000円 | 7,500円 |
| 第1項第3号のアの(イ) | 26,500円 | 7,000円 |
| | 32,000円 | 8,000円 |
| | 38,000円 | 9,500円 |
| | 44,000円 | 11,000円 |
| | 50,500円 | 13,000円 |
| | 57,000円 | 14,500円 |
| | 64,000円 | 16,000円 |
| 第1項第3号のイ | 33,000円 | 8,500円 |
| | 41,000円 | 10,500円 |
| | 49,000円 | 12,500円 |
| | 57,000円 | 14,500円 |
| | 65,500円 | 16,500円 |
| | 74,000円 | 18,500円 |
| | 83,000円 | 21,000円 |
| 第1項第4号 | 4,500円 | 1,500円 |
| | 6,000円 | 1,500円 |
| 第1項第5号 | 20,000円 | 5,000円 |
| | 24,400円 | 6,500円 |
| | 28,800円 | 7,500円 |
| | 34,800円 | 9,000円 |
| | 40,000円 | 10,000円 |
| | 45,600円 | 11,500円 |
| | 52,400円 | 13,500円 |
| | 60,400円 | 15,500円 |
| | 69,600円 | 17,500円 |
| | 88,000円 | 22,000円 |

| | | |
|--------|--------|--------|
| 第2項第1号 | 3,700円 | 1,000円 |
| | 4,700円 | 1,200円 |
| | 6,300円 | 1,600円 |
| 第2項第2号 | 5,200円 | 1,300円 |
| | 6,300円 | 1,600円 |
| | 8,000円 | 2,000円 |

附則第17条の6第6項を同条第3項とし、同条第7項中「第69条の6第1項」を「第69条の6第1項第1号のア及び第4号のア」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表」を「次の表」に、「同条」を「同項」に改め、同項第1号中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同項第2号中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第8項」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第9項」に改め、同項に次の表を加える。

| 左欄 | 中欄 | 右欄 |
|----------|---------|---------|
| 第1項第1号のア | 7,500円 | 4,000円 |
| | 8,500円 | 4,500円 |
| | 9,500円 | 5,000円 |
| | 13,800円 | 7,000円 |
| | 15,700円 | 8,000円 |
| | 17,900円 | 9,000円 |
| | 20,500円 | 10,500円 |
| | 23,600円 | 12,000円 |
| | 27,200円 | 14,000円 |
| | 40,700円 | 20,500円 |
| 第1項第4号のア | 4,500円 | 2,500円 |

附則第17条の6第7項を同条第4項とし、同条第8項中「第3項から前項まで」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(不動産取得税に関する規定の適用)
- この条例による改正後の長野県県税条例(次項及び附則第4項において「新条例」という。)附則第16条の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する規定の適用)
- 新条例附則第17条の5の5の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 新条例附則第17条の6第1項及び第3項から第5項までの規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

税務課